

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	市税の収納に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三田市は、市税の収納に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

兵庫県三田市長

公表日

令和7年3月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市税の収納に関する事務
②事務の概要	<p>市税の収納に関する事務とは地方税法等の法律に従い、納税対象者から納められた各種税金に対して以下に記載された管理を行う事務を指す。</p> <p>【調定登録・変更事務】 課税事務にて賦課された当初課税情報および課税更正情報を受領し、調定情報として管理する。</p> <p>【収納消込事務】 入金情報を取込み、調定額と収入額を比較し、完納・未納・過誤納の把握を行う。</p> <p>【口座振替の管理】 口座振替処理を行い、結果確認を実施する。</p> <p>【還付・充当事務】 収納消込、課税更正による調定変更の結果、収入が調定を超えて納め過ぎの状態になった場合、過誤納分に対して還付事務または充当事務を行う。</p> <p>【督促事務】 納期限までに完納しない納税義務者に対し、督促状を発送して納付を促す。</p> <p>【返戻・公示事務】 送付先不明などの理由で納税通知書(督促状)が返送された場合に対象者調査を実施し、再度通知書を送付する。</p> <p>【年次繰越事務】 会計年度内の収入実績をまとめ、会計担当部署への提出用資料を作成する。</p> <p>【窓口事務】 納税義務者等の各種申請に基づき、各種証明書発行や納付書の再発行を実施する。</p>
③システムの名称	1. 収納管理システム 2. 滞納整理システム 3. 宛名(行政基本)システム 4. 個人住民税システム 5. 固定資産税システム 6. 国民健康保険システム 7. 軽自動車税システム 8. 法人市民税システム 9. 団体内統合利用番号連携システム 10. 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
宛名特定個人情報ファイル 収納特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表の16.30の項 2. 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第16条及び第24条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号利用法 第19条第8号 同号に基づく主務省令第2条の表の第27項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号) 第20条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	三田市 財務部 税務課
②所属長の役職名	三田市 財務部 税務課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	兵庫県三田市三輪2丁目1番1号 三田市 総務部 総務課 079-559-5031
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	三田市 財務部 税務課 079-559-5052
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月14日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月14日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [<input type="checkbox"/>] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input checked="" type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> [9] 従業者に対する教育・啓発 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	官民を問わず個人情報や機密情報などの漏えい事故・事件等が多発する中、重要情報の漏えいを防止し、職場における情報セキュリティレベルを適切に維持するため、毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)を対象に、情報セキュリティ対策のうち、人によるミスや操作誤りを防止する、人的な情報セキュリティ対策の向上を図る教育研修を実施していることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	公表日	2015/10/23	(決裁日)	事後	
平成30年4月1日	部署	三田市 企画財政部 税務課	三田市 経営管理部 歳入推進室 税務課	事後	
平成30年4月1日	所属長	税務課長 西田 和明	三田市 経営管理部 歳入推進室 税務課長	事後	
平成30年4月1日	請求先	兵庫県三田市三輪2丁目1番1号 三田市 総務部 総務課 079-559-5031	兵庫県三田市三輪2丁目1番1号 三田市 経営管理部 行政管理室 総務課 079-559-5031	事後	
平成30年4月1日	連絡先	三田市 企画財政部 税務課 079-559-5050	三田市 経営管理部 歳入推進室 税務課 079-559-5052	事後	
平成31年4月1日	IIしきい値判断項目 いつ時点の計数か	平成27年5月31日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	
平成31年4月1日	IVリスク管理	項目なし	項目の追加	事前	様式の変更による
令和2年9月23日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	8.法人税システム	8.法人市民税システム	事後	評価再実施に伴う変更
令和2年9月23日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 ②法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一の16の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第16条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一の16.30の項 2. 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第16条及び第24条	事後	番号法及び別表第2主務省令の一部改正に伴う規定の整備による変更になるため、重要な変更には該当しない。
令和2年9月23日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	評価再実施に伴う変更
令和2年9月23日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	評価再実施に伴う変更
令和5年2月13日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	令和4年12月31日 時点	事前	評価再実施に伴う変更
令和5年2月13日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	令和4年12月31日 時点	事前	評価再実施に伴う変更
令和5年2月13日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携①実施の有無	実施しない	実施する	事前	社会保障・税番号制度の公金受取口座情報の提供開始に基づく
令和5年2月13日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠		番号利用法 第19条第8号 別表第二の第27項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号) 第20条	事前	社会保障・税番号制度の公金受取口座情報の提供開始に基づく
令和6年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	三田市 経営管理部 歳入推進室 税務課	三田市 財務部 税務課	事後	
令和6年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	三田市 経営管理部 歳入推進室 税務課長	三田市 財務部 税務課長	事後	
令和6年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	兵庫県三田市三輪2丁目1番1号 三田市 経営管理部 行政管理室 総務課 079-559-5031	兵庫県三田市三輪2丁目1番1号 三田市 総務部 総務課 079-559-5031	事後	
令和6年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	三田市 経営管理部 歳入推進室 税務課 079-559-5053	三田市 財務部 税務課 079-559-5052	事後	
令和6年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年12月31日 時点	令和6年3月31日 時点	事後	
令和6年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年12月31日 時点	令和6年3月31日 時点	事後	
令和7年3月14日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一の16.30の項 2. 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第16条及び第24条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表の16.30の項 2. 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第16条及び第24条	事前	法令改正に伴う変更
令和7年3月14日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号利用法 第19条第8号 別表第二の第27項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号) 第20条	番号利用法 第19条第8号 同号に基づく主務省令第2条の表の第27項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号) 第20条	事前	法令改正に伴う変更
令和7年3月14日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点	令和7年3月14日 時点	事前	
令和7年3月14日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点	令和7年3月14日 時点	事前	